

□大阪府まちなご耐震化支援事業 事業者・事業者グループ登録要件

- ※事業者単独の場合 1者で次の大阪府まちなご耐震化支援事業事業者等登録要領第3条第一号から第九号までの要件を満たさなければなりません。
- ※事業者グループの場合 大阪府まちなご耐震化支援事業事業者等登録要領第3条第一号については、事業者グループの代表者が要件を満たすこと。
同第3条第二号から第六号については、要件を満たす者をグループ内に含むこと。
同第3条第七号から第九号については、グループを構成する全ての者が要件を満たすこと。

大阪府まちなご耐震化支援事業事業者等登録要領	項目	耐震診断を行う者	耐震設計を行う者	耐震改修を行う者	耐震診断・設計・改修のすべてを行わない者
第3条第一号	大阪府消費者保護条例(昭和51年条例第84号)第11条第2項に規定する自主行動基準の届出及び公示	代表事業者			
第3条第二号	大阪府内に本店もしくは支店または営業所を有している	いずれかの者			
第3条第三号	建築士法第23条に基づく建築士事務所登録	○	○		
第3条第四号	府交付要綱等に規定する方法等による耐震診断を実施した実績(1件以上)	○			
第3条第五号	府交付要綱等に規定する方法等による耐震改修設計を実施した実績(1件以上)		○		
第3条第六号	耐震改修工事を実施した実績が3件以上			○	
〃	工事保険への加入			○	
〃	住宅リフォーム瑕疵担保責任保険法人への登録			○	
第3条第七号	法人格を有する事業者にあつては法人格取得後、概ね1年を経過	※法人格を有する事業者は必須	※法人格を有する事業者は必須	※法人格を有する事業者は必須	※法人格を有する事業者は必須
第3条第八号	大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない	○	○	○	○
〃	大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けていない(登録申請書提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した事業者を除く。)	○	○	○	○
〃	大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない、または同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない	○	○	○	○
〃	法人にあつては、法人府民税及び法人事業税の滞納者でない、または個人にあつては個人府民税及び個人事業税の滞納者でない	○	○	○	○
第3条第九号	本制度による登録事業者の指定を取り消され、または建築基準法、建設業法その他耐震に係る法令に違反し処分等を受けた場合にあつては、その処分等の日から2年を経過している	○	○	○	○